

2019年  
10月1日から

# 幼稚園・ 保育所等の

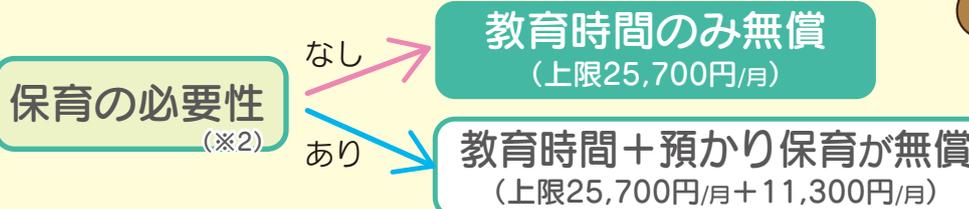
# 利用料が無償化

## されます

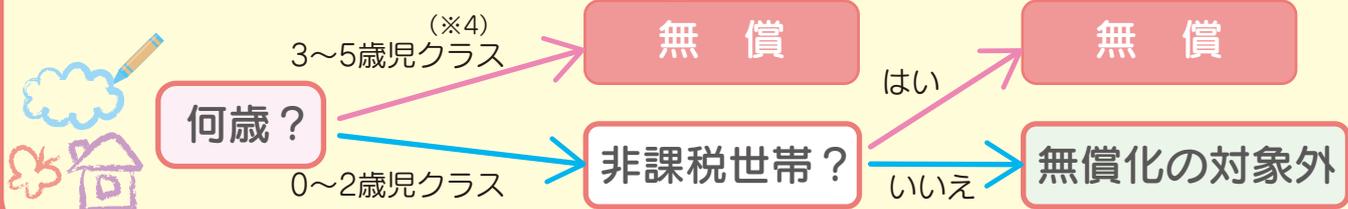
子育てを行う家庭の経済負担を軽減するために、本年10月1日から幼児教育・保育の無償化制度が開始されます。無償化となるのは利用料のみで、給食費や通園送迎費等は対象外となります。対象となる世帯については下の図を、詳細については裏面をご覧ください。



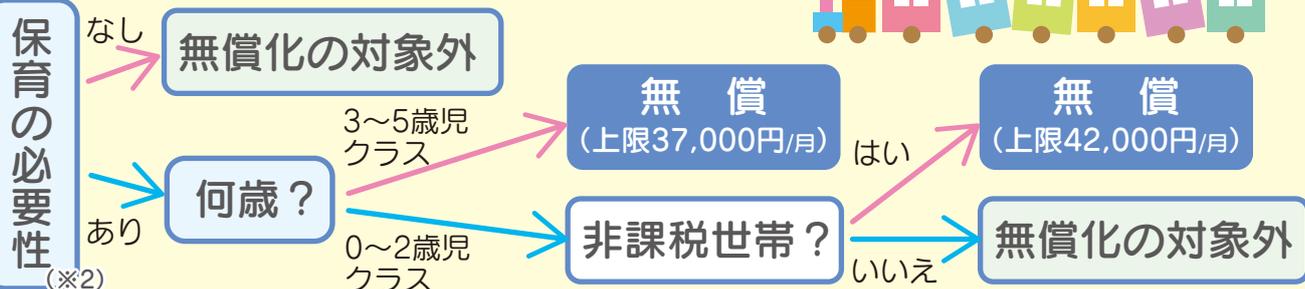
### 幼稚園、認定こども園【教育時間利用(※1)】



### 認可保育所等、認定こども園【保育時間利用(※3)】



### 認可外保育施設等(※5)



※1 通常の幼稚園利用時間(4時間程度)  
 ※2 保護者の就労、疾病、その他の理由により、家庭で十分に保育できない場合など  
 ※3 8時間以上の利用 ※4 3歳になったあとの最初の4月1日以降  
 ※5 届出済認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等



## 幼稚園・認定こども園・認可保育所等

- ◆3～5歳児クラスの全ての子ども**の利用料が無償化**
- ◆0～2歳児クラスの子どもは、**市民税非課税世帯が無償化**

- 幼稚園については、月額上限25,700円まで無償となります。  
※私学助成幼稚園については、無償化となるための認定を市から受ける必要があります。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
※幼稚園の教育部分については、満3歳から無償化の対象となります。
- 通園送迎費、教材費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- 無償化に伴い、3～5歳児クラスの副食（おかず・おやつ等）費は実費負担となります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子ども（※）については、副食（おかず・おやつ等）費が免除されます。  
※幼稚園・認定こども園（教育利用）は満3歳から小学校3年生、保育所・認定こども園（保育利用）は3歳児クラスから就学前までの範囲で数えて第3子以降の子ども



## 幼稚園の預かり保育

- ◆「**保育の必要性の認定**」を受けた3～5歳児クラスの子ども**の利用料が、月額11,300円まで無償化**

- 利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限に無償化となります。
- 満3歳（3歳になった日から次の3月31日まで）の市民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償化となります。
- 「保育の必要性の認定」については、原則、通われている幼稚園を經由して市役所へ申請となります。



## 認可外保育施設等（※1）

- ◆「**保育の必要性の認定**」を受けた3～5歳児クラスの子どもで**保育所等（※2）を利用していない場合、利用料が月額37,000円まで無償化**

- 0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで利用料が無償化となります。
- 通園送迎費、給食費（主食・副食費）、行事費などは、無償化の対象となりません。
- 「保育の必要性の認定」については、直接市への申請となります。

※1 届出済認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等

※2 認可保育所等、一定基準以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園、企業主導型保育事業